

令和 7 年 (フ) 第 2 2 8 8 号

千葉県船橋市飯山満町 3 丁目 1348 番地 60
破産者 小西由利子

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 8 年 (フ) 第 5 2 号

千葉市花見川区長作町 630 番地 4
破産者 高橋 正喜

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 8 年 (フ) 第 2 3 5 号

千葉市花見川区幕張本郷 5 丁目 27 番 2 号レジ
デンス大村 501 号
破産者 株式会社ドウエル・ファクトリー

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 8 年 (フ) 第 2 3 6 号

千葉市花見川区幕張本郷 5 丁目 27 番 2 号 レ
ジデンス大村 501 号
破産者 下田 良彦

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 8 年 (フ) 第 1 8 号

千葉県印旛郡栄町酒直台 1 丁目 8 番 16 号
破産者 長嶋 祥子

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和 8 年 (フ) 第 4 5 号

千葉県成田市並木町 145 番地 168
破産者 宮田 大

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和 7 年 (フ) 第 2 2 0 号

鹿児島市中山町 5189 番地 2
破産者 株式会社 EMU

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第 3 部破産係

令和 7 年 (フ) 第 2 3 2 号

茨城県東茨城郡大洗町桜道 627-1
破産者 合同会社 ランス

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和 8 年 (フ) 第 3 1 号

茨城県ひたちなか市笹野町二丁目 17 番 10 号
破産者 株式会社 東興

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和 7 年 (フ) 第 1 9 2 0 号

埼玉県川口市芝新町 4 番 8 号 URBAN F O
RUM 蔵 6 階
破産者 株式会社 YDK

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

令和 8 年 (フ) 第 2 3 7 号

千葉県船橋市前原西 2 丁目 32 番 15-102 号
破産者 日向寺愛実

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 8 年 (フ) 第 2 0 号

川崎市宮前区有馬 9 丁目 3 番 1 号
破産者 サイベックスジャパン株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 3 3 号

和歌山県日高郡印南町大字印南 4485 番地の 41
破産者 熊野フェルム株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 3 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和 8 年 (フ) 第 2 5 号

宮城県大崎市古川休塚字中谷地 3 番地 1 有
料老人ホームろのわ 1 階 4 号、従前の住所宮
城県登米市東町米谷字恩田 93 番地
破産者 被相続人亡小出光男相続財産

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 2 2 3 2 号

東京都八王子市大船町 180 番地 14
破産者 菅原 一憲

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 7 年 (フ) 第 2 3 7 6 号

東京都八王子市西寺方町 728 番地 1 ビックス
トーンヴィラ 201 号
破産者 濱田 美和

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年 (フ) 第 2 7 6 号

東京都八王子市中野上町 1 丁目 9 番 11 号グ
リーンコーポ番場 103 号
破産者 俵山 武久

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年 (フ) 第 3 3 6 号

東京都町田市旭町 1 丁目 2 番 14 号レオパレス
コーポ・寺田 101
破産者 渡邊 健志

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年 (フ) 第 3 4 0 号

埼玉県狭山市大字加佐志 48 番地 8-205 号室
破産者 株式会社 トータルクルー

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年 (フ) 第 3 4 1 号

東京都調布市下石原 2 丁目 10 番地 4 コート黒
部 103
破産者 井上 珠里 (旧姓荒井)

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年 (フ) 第 3 9 2 号

愛知県名古屋市中村区松原町 5 丁目 55 番地の
4 MOVE 本陣 GRANDE 101 号、破産手
続開始決定時の住所東京都国立市富士見台 3
丁目 10 番地の 19
破産者 越前谷 昂

- 1 決定年月日 令和 8 年 6 月 4 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部